

「特定秘密保護法」に反対する特別決議

安倍内閣は15日から始まる臨時国会に「特定秘密保護法案」(秘密保護法案)を提出しようとしている。政府は「知る権利」「報道の自由」を法案に盛り込む意向と報じられた。しかし、「知る権利」はそもそも憲法で保障された基本的人権であり、追加事項として盛り込むものではない。今回、報じられている政府対応は、秘密保護法が本質的に憲法違反であり、そこには基本的人権を踏みにじる意図が存在することを浮かび上がらせた。国の情報統制を基本的人権の上位に置こうとする法律は実質的なクーデター法案である。私たちマスコミ、文化、情報産業で働く労働者はこのような法案について改めて断固反対を訴える。

特定秘密保護法は、防衛や外交など安全保障にかんする4分野で、行政機関の長が決めた「特定秘密」を漏らした公務員を最高懲役10年に処し、情報を漏らすよう共謀、教唆、扇動した者も処罰する。しかし4分野の内容は極めてあいまいであり、「行政機関の長」による恣意的な運用はいくらでも可能だ。指定される秘密として法案概要の別表に「自衛隊の運用」などが記載されているが、これではどのような拡大解釈もできてしまう。

処罰対象は秘密の漏えいだけでなく、教唆や扇動も含まれる。これも極めて曖昧であり、秘密を取材しようとするジャーナリストや市民活動家が教唆罪に問われる危険性が高い。秘密を取り扱う公務員に繰り返し取材したり情報提供を要請すれば違法な「特定取得行為」とされてしまうだろう。また、そのことを労働組合が教宣をし、宣伝行動をすることも、教唆や扇動になってしまう恐れがある。そもそも、誰が秘密を取り扱っているのか、どこにどのような秘密があるのかも知らされないため、公務員を中心にこれまで以上に萎縮が強まることは確実だ。

法案概要は、秘密を国会に提出する条件として非公開の秘密会であることを求め、国会議員や職員も秘密を漏らせば処罰対象となる。このような仕組みは国政調査権の重大な侵害であり、民主主義を根幹から覆すことになる。

しかし、そもそも、国の情報は主権者である国民のものであり、特定の政治家や官僚の所有物ではない。主権の行使は、国政について十分な情報を持っていることが前提になる。秘密保全法は国民の主権を制限する企みであると言わざるをえない。

歴史を顧みれば、国が情報の統制を強化し国民を真実から遠ざけようとするとき、その背後には必ず戦争への準備が進んでいた。秘密保護法を作ろうとする安倍政権の狙いが、改憲、集団的自衛権の行使容認と同一線上にあることは明らかであり、それは戦争への布石である。私たちは戦争への道を開く秘密保護法に断固反対していく。

私たちは、この危険な「特定機密保護法」制定を目論む安倍内閣に対して、国会への上程を断念させ、憲法9条改悪反対、集団的自衛権の解釈改憲をさせない国民的運動を呼びかける。

以上

2013年9月28日

日本マスコミ文化情報労組会議
第52回定期総会